



廃 第 6 3 1 号

令和 3 年 7 月 2 6 日

千葉県内の組合・協議会等排出事業者 様

千葉県環境生活部廃棄物指導課長

(公 印 省 略)

令和 3 年 7 月の緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症  
に係る廃棄物の円滑な処理について (通知)

平素より本県の廃棄物行政に御協力いただき誠にありがとうございます。

さて、表題の件につきまして、令和 3 年 7 月 1 2 日付け事務連絡により環境  
省環境再生・資源循環局廃棄物規制課他から別添のとおり通知がありました。

ついては、排出事業者におかれましては、これまでに通知をした内容等 (下記  
参照) に改めて御留意いただき、廃棄物の適正な取扱いについて貴下会員への周  
知をお願いします。

記

環境省ホームページ

[http://www.env.go.jp/saigai/novel\\_coronavirus\\_2020.html](http://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020.html)

問い合わせ先

千葉県環境生活部廃棄物指導課

電 話 : 043-223-2757



事務連絡  
令和3年7月12日

各都道府県・政令市  
一般廃棄物行政主管部（局）御中  
産業廃棄物行政主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課  
廃棄物規制課

令和3年7月の緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症に係る  
廃棄物の円滑な処理等について

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力をいただき御礼申し上げます。

今般、緊急事態措置を実施すべき区域（以下「緊急事態措置区域」という。）について、7月12日から8月22日までを期間として東京都が追加されるとともに、沖縄県において緊急事態措置を実施すべき期間が8月22日まで延長されました。また、まん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）について、北海道、東京都、愛知県、京都府、兵庫県及び福岡県において7月11日をもってまん延防止等重点措置を実施すべき期間が終了するとともに、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間が8月22日まで延長されました。これらに伴って別添のとおり、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から事務連絡が発出されました。

こうした状況にあっても、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において廃棄物の処理業者その他の廃棄物の処理に関わる事業者は、「国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者」として位置付けられていることから、引き続き新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物を適正に処理しつつ、それ以外の廃棄物の処理についても安定的に業務を継続することが求められます。

このことを踏まえ、緊急事態措置の対象となる区域や重点措置区域を始めとする感染拡大が見られる地域におかれましては、下記内容を確認の上で、貴管内廃棄物処理業者、排出事業者及び市区町村に必要な事項を改めて周知する等により、廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策のより一層適切な実施を通じた、貴管内の廃棄物の適正な処理及び処理業務の安定的な継続に遺漏なきようお願いいたします。

記

第一 新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の適正な処理について

廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症に係る感染症対策については、「廃棄物処理における新型コロナウイルスに関連した感染症対策について（通知）」（令和2年1月22日付け環循適発第2001225号・環循規発第2001223号環境省環境再生・資源循環局長通知）において「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（平成30年3月）に基づく対策について通知したことを始めとして、令和2年9月7日には、廃棄物処理業者のみならず、排出者や地方公共団体を始めとする関係主体も対象に含めた上で、新型コロナウイルスの感染が拡大している状況下において、排出時の感染防止策、適正な処理のために講ずべき対策、処理体制の維持のためにとるべき措置等について取りまとめ、「『廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン』」について（通知）」（令和2年9月7日付け環循適発第2009074号・環循規発第2009072号環境省環境再生・資源循環局長通知）により通知したところです。

これらの内容を参照いただきつつ、排出者や廃棄物処理業者において特に次の事項に留意して新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物が適正に処理されるよう、指導等をお願いいたします。

- ・医療関係機関等から排出される感染性廃棄物の処理に当たっては、感染性廃棄物以外の廃棄物が混入するおそれがないように保管すること、腐敗のおそれのある廃棄物は腐敗しないようにすること、排出の際に廃棄物の種類や性状に応じた容器を選ぶこと及び容器に入れて密閉し感染性廃棄物である旨を表示すること。
- ・新型コロナウイルスに係る感染性廃棄物は、その他の感染性廃棄物と同様に廃棄物処理法の処理基準に従って処理することが可能であるため、これらを分別することや特別な表示を行うことなどを求めることは、とりわけ優先的に処理する必要があるなどの正当な理由が無い限り慎むこと。
- ・医療関係機関等以外の宿泊療養施設等から排出される新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物は、排出に当たって廃棄物に直接接触しないこと、ごみ袋は廃棄物がいっぱいになる前にしっかり縛って封をして排出すること及び廃棄物を捨てた後は石けん等を使って手を洗うこと。
- ・宿泊療養施設等から排出される新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物を、より慎重な対応として感染性廃棄物に準じて処理することも考えられるが、それにより当該廃棄物及び感染性廃棄物の処理がひっ迫し、かえって公衆衛生上のリスクが高まる可能性があることから、このような対応については周辺の廃棄物処理体制の状況を十分に配慮した上で、合理的に判断すること。

## 第二 安定的な廃棄物処理業の継続について

廃棄物処理業を安定的に継続するに当たっては、危機管理体制や感染防止策、事業継続に必要な人員及び物資の確保等をあらかじめ検討することが有効であると考えられます。そのため、「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」も参照しつつ、新型コロナウイルス感染症を対象とした廃棄物処理事業継続計画を策

定することについて、改めて貴管内廃棄物処理業者及び市区町村へ周知を行っていただき、特に一般廃棄物の統括的処理責任を有する市区町村においては廃棄物処理業者と協力の上で早急な検討が実施されるよう働きかけをお願いいたします。

### 第三 ワクチンの接種に伴って排出される廃棄物の処理について

新型コロナウイルス感染症のまん延予防のため当該感染症に係るワクチンの接種が実施されているところであり、当該ワクチンの接種に伴って排出される廃棄物（以下「ワクチン接種の廃棄物」という。）の処理については、「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種に伴い排出される廃棄物の処理について（通知）<sup>iii</sup>」（令和3年4月2日付け環循適発第2104021号・環循規発第2104021号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長・廃棄物規制課長通知）により留意事項等を整理して通知したところです。

産業廃棄物行政主管部（局）におかれてはこの内容を参照いただきつつ、ワクチン接種の廃棄物が適正かつ円滑に処理されるよう必要な措置を講じることとし、排出者や廃棄物処理業者において特に次の事項に留意してワクチン接種の廃棄物が円滑に処理されるよう、指導等をお願いいたします。

- ・第一において、感染性廃棄物に関して特に留意する事項として記載した内容に加えて、特に注射針等の鋭利なものについては、プラスチック製容器等の耐貫通性のある堅牢な廃棄物容器を用いること。
- ・廃棄物容器内の感染性廃棄物量が少量の状態でもむやみに密閉され、排出される廃棄物容器の数を増加させることは処理の逼迫を引き起こすおそれがあるため、排出事業者においては適当な大きさの容器を選択することや、ワクチン接種の廃棄物とその他の感染性廃棄物を梱包する廃棄物容器を区別しないこと。

### 第四 環境省への情報提供等について

令和3年4月26日付けの事務連絡等において、一般廃棄物処理に携わる関係者（市区町村職員、委託業者、許可業者等）でクラスターが発生した場合には市区町村から廃棄物適正処理推進課及び各地方環境事務所に御連絡を頂くよう、貴管内市区町村に御周知をお願いし、産業廃棄物処理業者でクラスターが発生した場合には都道府県・政令市から廃棄物規制課及び各地方環境事務所に御連絡を頂くよう、貴管内産業廃棄物処理業者に御周知をお願いしていたところです。そのクラスターの感染源や感染経路に関する保健所等の見解、今後実施される感染防止対策、廃棄物処理の継続に係る今後の対応等についても、環境省において状況等を把握の上で必要な検討を実施するため、可能な範囲で併せて情報提供をお願いいたします。

また、ワクチン接種の廃棄物、その他の感染性廃棄物及び宿泊療養施設等から排出される新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物について、都道府県を越える広域的な処理の調整が必要な場合や、適正かつ円滑な処理に支障が生じる又はそのおそれが予見される場合においても、環境省に前広に御相談、情報共有等をくださいますようお願いいたします。

## 第五 その他

上述した「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」のほか、新型コロナウイルスに係る廃棄物対策のチラシ及び動画、地方公共団体における各種対策事例<sup>iv</sup>、廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策に関するQ & A<sup>v</sup>、これまで発出した通知の内容<sup>vi</sup>について、貴管内廃棄物処理業者、排出事業者及び市区町村に改めて周知いただき、廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策の適切な実施を通じた、貴管内の廃棄物の適正な処理及び処理業務の安定的な継続に遺漏なきようお願いいたします。

また、感染拡大防止のためには接触機会の低減を図ることが重要であり、特に緊急事態措置区域及び重点措置区域では「出勤者数の7割削減」を目指すとされています。廃棄物処理業者は廃棄物の適正処理のための事業継続を最優先にしつつ、オフィス部門等の可能な範囲での在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要な部門でもローテーション勤務等を行うことが望まれるところです。各廃棄物行政主管部（局）におかれても、在宅勤務（テレワーク）や時差出勤の促進等による出勤者数の抑制や、申請・届出等のオンライン（電子メールを含む。）や郵送による実施について、一層推進していただくようお願いいたします。

以上

---

i <http://www.env.go.jp/recycle/misc/kansen-manual1.pdf>

ii <http://www.env.go.jp/recycle/coronagaidorain.pdf>

iii [http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp\\_contr/infection/20210402.pdf](http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/20210402.pdf)

iv [http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp\\_contr/infection/coronakoho.html](http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronakoho.html)

v [http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp\\_contr/infection/coronaqa/index.html](http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronaqa/index.html)

vi [http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp\\_contr/infection/coronatsuchi.html](http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronatsuchi.html)